

運行管理者等指導講習のeラーニング講習 受講に対する助成金交付要綱

令和8年4月1日制定
一般社団法人埼玉県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)が行う運行管理者等指導講習のeラーニング講習受講に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

eラーニング講習とは、貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条に規定する講習の実施に際し、あらかじめ撮影された講習動画をICT機器を用いて自動で配信する講習をいう。

(助成対象)

第3条 会員事業者(以下「会員」という。)である埼玉県内の事業所の従業員が、前条に掲げる講習受講に要した費用の一定額について助成を行うものとする。

2. 補助の対象は、会費の滞納がない会員に限る。

(助成の交付額)

第4条 1名当りの助成金額は、次に定める。

(1) 運行管理者等指導講習(一般講習、基礎講習)のeラーニング講習
1名あたり 3,200円

(助成制度助成対象期間)

第5条 助成対象期間は令和8年3月1日から令和9年2月28日までに、第2条の講習受講及び費用の支払いが終了するものでなければならない。

※令和8年3～4月に資格取得をした分は、令和8年3月以前に支払いが終了したのも助成対象とします。

(助成金申請及び承認、並びに請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、次に定めるものとする。

第2条の講習の支払完了及び受講修了後に、申請書兼実績報告書(様式1他)を令和9年3月5日までに提出するものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、会員から前条の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、助成

金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 協会は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に交付された助成金の返還を事業者に求めることができる。

- ①会員が協会を退会したとき
- ②会員が会費を滞納したとき

(報告)

第9条 協会は、この要綱に定める助成制度に関して、会員に必要な報告を求めることができる。

(その他の必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会がこれを定める。

(書類の追加提出)

第11条 協会は、会員より提出された書類に疑義があった(疑わしいと判断した)場合には、会員に必要な書類の提出を求めることができる。

(附則)

本要綱は令和8年4月1日より適用する。